



ありんこ便り

由木かたくりの会の家族会「ありの会」会報

2023 年
12月8日発行
通巻第 50 号

「ありの会」へのご意見・ご要望は 〒192-0355 八王子市堀之内1236-8 社会福祉法人由木かたくりの会会付「ありんこポスト」までに郵送するか、「ありんこポスト」に直接投函して下さい。Eメールで送る場合のアドレスは《 arinko_renraku@yahoo.co.jp 》へ。ホームページは《 <http://arinkorenraku.g2.xrea.com/> 》です。

フェスタかたかご 2023 4 年ぶりの開催、笑顔溢れる 1 日でした

11 月 11 日（土）、コロナウィルス感染症の影響で開催が見送られ続けていたフェスタかたかごが 4 年ぶりに開催されました。当日は、それまで続いた夏のような暑さが身を潜め、寒い日でしたが賑やかな 1 日となりました。今年は利用者さんも実行委員になり企画を行うということで、ありの会としては出店をしませんでした。ありの会として「出店しない」というのは初めてのことでないでしょうか。なので役員も久しぶりのフェスタと初めての「仕事がない！」ということに、どう動くか、どのようにして来場されるご家族とお会いするか？。色々考えさせられる部分もありました。そこで入口付近に「ありの会」のブースを作って頂き、久しぶりに顔を合わせるとご家族の意見も伺いたくてアンケートをお願いしました。ご回答いただいたアンケートをもとに今後の活動に生かしていきたいと思えます。久しぶりにお会いする皆さまの顔をみて「対面でお会いできること」の嬉しさを改めて実感した 1 日でした。

〜〜 アンケートの集計結果 〜

1. フェスタへの参加は何回目ですか？

1) 今回が初めて 3 件 、 2) 3〜7 回目 7 件 、 3) 忘れた・覚えていない 3 件

2. フェスタまでの交通手段はなんですか？

1) 公共交通機関（電車、バス） 1 件 、 2) 公共交通機関とかたくりの送迎車 1 件
3) 自家用車 8 件 、 4) 徒歩 3 件 、 5) その他

3. 本年度はありの会の出店はありませんでした。来年度以降、出店はあった方がよいですか？

1) あった方がよい 5 件（具体的に やきそば 1 件、バザー 2 件 ）
2) 今年のような方がよい 6 件 、 3) どちらでもよい 1 件

4. 本年度の学習会の内容で近いものにマルをつけてください。

1) 家族同士の交流、情報交換 7 件
2) 講師を呼んでの講演会→講演会の内容で興味があるものにマルをつけてください。
①現状の障害者支援サービス 1 件 、 ②成年後見制度 3 件
③60 歳以降の障害者支援サービス 1 件 、 ④老障介護 3 件 、 ⑤その他

5. かたくり本部の利用者さん通路が新しく補装されました。何か良い名前はありますか？

・通路の名前をお書き下さい：

ありんこロード、レインボーロード、みんなの細路、ありんこ道、みんなの小径、ほがらか道

- ・意見として：歩くのに便利、危険を感じない

※どの名前がよいか募集しています。良いネーミングがありましたら、役員公募の手紙にお書きいただき提出してください。

6. ありの会について

- 1) 役員会に興味がある 5件 、 2) 興味がない 3件

※今回は「ありの会」としての出店、イベント企画をしませんでしたが、会から法人へ協力金として10万円を寄付させて頂きましたのでご報告いたします。

~~~~~



今回のフェスタは利用者さんの自主企画や、地域の他の福祉団体からの参加、多くのボランティアさんのサポートと今までとは一味違う、これからのフェスタの可能性を感じさせるものでした。利用者、職員、家族、地域の方々が皆で楽しめるフェスタになるよう「ありの会」も全面的に協力して行きます。

【写真】 中段左：コスプレショー。

中段右：かたくりレンジャー

ヒーローショー。

下段左：ライブ演奏との共演。

下段右：消防車への乗車体験



## かたくりの家の通路、 看板がきれいになりました

コロナで行事がなかなかできない中「利用者さんの日中作業中でありの会と一緒になにかできないか？」と考えて3年目。利用者さんが通所されるときに通る道の整備に協力してこのたび工事が終了しました。

「利用者さんも道の整備に参加できるようにしたい」「複数人が並んで歩ける幅が欲しい」「一輪車を押しやすいようにコンクリートの道も残したい」「雨でも滑らない、水たまりができないようにしたい」「手すりも欲しい」「ベンチも欲しい」「メンテナンスも簡単にできるようにしたい」「できるだけ環境にやさしいもので作りたい」と話し合いのたびに色々な意見が出てきました。この希望すべてを実現させるためには業者探し、時間、費用等いくつかの課題が出てきて3年という時間がかかってしまいました。

たくさんの意見の中でも「利用者さんの安全面」を一番に考慮し、業者さんをお願いした方がいい部分は業者さんに整備していただきました。フェスタまでに完成できたのは本当に奇跡に近いかもしれません。たくさんの方のご協力の元、フェスタでお披露目することができました。

看板も塗装がはがれていることに気づいたのは実は今年の夏の頃でした。遊歩道のことばかり気になり、下ばかり見ていたのかたくりの入口の看板の塗装が剥がれていることに全く気付かず……。ある役員が、ふと上を見上げた時に「看板の文字が半分消えて見えない…」この状況でフェスタのお客様をお迎えするのはなんだか、モヤモヤする！という事でフェスタの準備で忙しい中、法人に無理を言い修繕をお願いしました。看板4枚のうち3枚はフェスタまでに完成しました。もう1枚はこれからになりますが、「かたくりの家」へお立ち寄りの際は歩道、看板を是非ご覧ください。

※歩道、看板の修繕費についてはありの会からも修繕費を寄付させていただく方向で法人と話し合いをしております。寄付金額については次号の「ありんこ便り」にて報告させていただきます。



# 交流会のご案内

～ 2024年2月2日(金)13:30～かたくりの家2階食堂で開催 ～

「本年度の学習会についてどうしましょうか？」と役員会で議題にあげても、学習会で知りたいことは人それぞれで役員だけでは判断できない。そんな理由で今回、フェスタでアンケートを取り皆さまのご意見を参考に企画をしようという事になりました。その結果「コロナで家族間の交流も薄れているので、1回ご家族で交流会をして、様々な話をしてみよう」という事になりました。

講師を招いての勉強会もちろん大切だと思いますが、現在ご家族が知りたい情報とは一体何だろう？と考えると議題をしぼり講師を招く事は難しい。そこで交流会で個々に持っている情報の交換をしたり、どんな事を学習会で知りたいか等教えていただければと思います。気負わずに皆さまのご参加をお待ちしております。

なお、飲食の提供はありませんので1階レストランで飲料等の購入の上ご参加いただけると幸いです。詳細は後日、お手紙を配布いたします。



## お知らせ

### 役員公募のお知らせ

来年度の役員を公募しています。来年度の役員改選は5名です。現在、役員2名欠員でありの会を運営しています。ありの会のご家族の皆様のご協力の元、利用者さんの活動支援等を行っています。ただ皆さま事情があつてか、役員への応募は消極的な印象です。「役員って聞くだけでハードルが高い」「時間がない」「仕事と両立は難しい」「体力、年齢的に難しい」「小中学校でもPTAが無くなる傾向があるのに家族会の役員があるの？」とご意見様々だと思います。ですが、役員をやることで違う事業所のご家族と知り合うことができる。役員間でも実は色々な情報を持っていて自分の知らない情報交換ができる。など、情報が増えるというプラスの面もあります。

また今までの活動の内容を見直して「何が負担に感じるのか?」「負担を減らすためにはどうしたら良いか?」役員で過去の活動と現在のかたくりの状況を振り返りながら活動をしてきました。ありの会として必要な活動は残し、かたくりの会に委託できることは法人と相談して印刷や配布等の作業は委託し、極力役員の負担を減らせるよう、役職についた役員にそれぞれ聞いて「それぞれの役員がやりやすい方法」でできる限り活動できるようにしてきました。「役員をやる、やらない」に関わらず少しでも興味がある方はぜひ「役員公募のお手紙」に返答いただけますようお願いいたします。



# ありんこ掲示板

勉強会のアンケートを取らせていただくにあたり「何を皆さま知りたいんだろう・・・」と役員会で話しをしていて利用者さんの年齢によって、グループホームの利用についてだったり、成年後見人だったり、親が介護が必要になったときの利用者さんの支援についてだったりと会議の時間だけではとても足りないくらい様々な意見ができました。ただ後見人については絶えず要望がある印象です。後見人についても「どんなことに興味があるのか？」と細部までアンケートを取ると、また知りたい内容は様々でてくると思います。後見申立の方法だったり、後見人の仕事だったり、費用だったり…。もし講師の方にもお願いしても講師の方の得意分野によって話しの内容も変わってきます。現在の成年後見人の制度は、判断能力の衰えた高齢者の財産管理や契約行為が主になっているように感じます。それは「財産管理」の報告で「株式の保有」「土地の保有」などの報告が毎年問われます。保有していなければこの部分は「無し」と記入して終わりますので、実際に管理する部分は利用者さんの収支がしっかりできていれば裁判所から問い合わせが来ることはありません。（他に不備があれば連絡がきます。）また、後見人を専門家や第三者ににお願いすると「費用がかかる」と思われている方もいると思いますが、裁判所が判断して後見人に支払う報酬が決まりますので、利用者さんの生活が困るほどの支出は発生しません。

後見人の話しでどうしても「お金」のことに目がいきがちですが、後見人には「契約行為」を行うことができます。利用者さんの施設や支援利用に関しての契約を行うことができます。利用者さんを「観護(かんご)」できるのは後見人です。どちらかというところにも目を向けて頂きたいと思います。観護は看護と違い、「観察及び保護する事」です。自らが療養上の世話をする「看護」とは異なります。自らが世話をするのではなく「生活を観て、護る」ことが後見人の仕事の大前提です。責任が重い仕事ではありますが利用者さんを守る大事な法律です。それを使用するかどうするか決断するには大きな覚悟が必要です。ですが、ご家族が元気なうちに「後見人についてどうするか」をしっかり話合ってください。まずはそこからです。元気なときでなければ正直、後見人の話し合いはできません。それだけ責任が重いものであり、そのための準備や手続きは体力的にも精神的にも負荷がかかります。後回しにせず気になる事は、まずは心の中に貯めないで声に出して周りに伝えてください。意外と身近なところで情報が得られることもあります。（記 中村）



コロナ開けの1年でしたが、なんとか大過なく過ぎました。

皆さまはいかがだったでしょうか？ 来年こそ従来通り、いやそれ以上に学習、親睦や情報交換など活発な「家族会」活動となるよう皆さまのご協力をお願いします。

**もうすぐクリスマス！！**

**みなさま良いお年をお迎えください！！**

